特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	介護保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、 特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響 を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発 生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライ バシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県北茨城市長

公表日

令和5年6月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称 保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務							
②事務の概要	介護保険法に基づき介護保険業務を実施している。 ①住民票に基づく被保険者の異動等及び年齢到達による資格の取得、喪失を管理している。 ②世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し保険料を賦課している。 ③要支援・要介護認定申請に応じて諸要件を調査し要支援・要介護認定をしている。 ④世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し自己負担を決定している。また、給付された実績の管理をしている。また、給付された実績の管理をしている。 ⑤決定した保険料の徴収方法を管理し、期割を行う。 ⑥普通徴収者に対して納付方法の選択(窓口、口座、コンビニ)ができるように環境整備をしている。 ⑦納付データの消込処理を行い、未納状況を管理している。						
③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、統合宛名システム、年 金集約システム、中間サーバー、バックアップシステム、申請管理システム						

2. 特定個人情報ファイル名

1. 介護資格ファイル 2. 介護保険料ファイル 3. 特別徴収ファイル 4. 介護認定ファイル 5. 介護補足給付ファイル 6. 介護負担区分ファイル 7. 給付実績ファイル 8. 収納情報ファイル 9. 滞納情報ファイル 10. 口座情報ファイル 11. 宛名情報 ファイル

3. 個人番号の利用

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記) 法令上の根拠 第9条第1項 別表第一 第68項

・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	番号法 61、6 番号法 2、24 【情報	52、80、81、8 去別表第二の 4の2、25、25 提照会の根拠】 去第19条第8号	87、90、9 三務省令で の2、30、 引表第	二 第1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、43、56の2、58、3、94、95、97、108、109、117の各項 定める事務及び情報を定める命令 第1、2、3、6、7、10、19、22の31の2、32、33、43、43の2、44、46、47、49、55、55の2の各項 ニ 第93、94の各項 定める事務及び情報を定める命令 第46、47の各項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民福祉部 高齢福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

__

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 高齢福祉課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

 連絡先
 高齢福祉課
 〒319-1592
 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地
 電話0293-43-1111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 对象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か		令和	15年1月25日 時点					
2. 取扱者	数 ·							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
いつ時点の計数か		令和	15年4月1日 時点					
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類										
[基礎	項目評価	書]		1	〈選択肢>) 基礎項目評価書) 基礎項目評価書及び) 基礎項目評価書及び	「重点項目評価書 「全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ፤	重点項目評	価書又は全項目	評価書において、リスク	ク対策の詳細が記載				
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)										
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1 2	<選択肢>)特に力を入れている)十分である)課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用										
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	Г	十分である]	1 2 3	<選択肢>)特に力を入れている)十分である)課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	Г	十分である]	1 2	<選択肢>)特に力を入れている)十分である)課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	1 2	<選択肢>)特に力を入れている)十分である)課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	ま(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を関	余く。) []提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	1 2	<選択肢>)特に力を入れている)十分である)課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続			ない(入手) []接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1 2	<選択肢>)特に力を入れている)十分である <u>)課題が残されている</u> <選択肢>					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	1 2	<選択版>)特に力を入れている)十分である)課題が残されている					
7. 特定個人情報の保管・注	肖去									
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	1 2	<選択肢>)特に力を入れている)十分である)課題が残されている					
8. 監査										
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監	查				
9. 従業者に対する教育・唇	発									
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	1	く選択肢>)特に力を入れて行っ)十分に行っている) ナ公に行っていない	ている				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	I 関連情報、3個人番号の利 用、法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 第1項 別表第一 第68項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令 第50条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一 第68項・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	事後	法律名称修正
	I 関連情報、4情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二第1、2、3、 4、6、26、30、33、39、42、56-2、58、6 1、62、80、87、90、93、94、95、117の各項 【情報照会の根拠】 番号注第19条第7号 別表第二 第93 94の	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二第1、2、3、 4、6、26、30、33、39、42、46、56の2、5 8、61、62、80、83、87、90、93、94、95の 各項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第1、2、3、4、6、19、2 5、30、32、33、43、44、46、47の各項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 第93、94の 各項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第46、47の各項	事後	法令上根拠修正
平成29年5月31日	剱、いつ時点の計剱か	平成27年9月 日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年5月31日	Ⅱしきい値判断項目、2取扱者 数、いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成31年4月26日	Ⅱしきい値判断項目、1対象人 数、いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年1月29日時点	事後	時点修正
平成31年4月26日	II しきい値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報、4情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、93、94、95の各項番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1、2、3、4、6、19、25、30、32、33、43、44、46、47の各項【情報照会の根拠】番号法第19条第7号 別表第二 第93、94の各項番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46、47の各項	4、95、97、108、109、117の各項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第1、2、3、6、7、10、1 9、22の2、24の2、25、25の2、30、31の 2、32、33、43、43の2、44、46、47、49、5 5、55の2の各項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 第93、94の	事後	法令上根拠修正
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目、1対象人 数、いつ時点の計数か		令和3年1月25日時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目、2取扱者 数、いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
	I 関連情報、1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務、③シ ステムの名称			事前	
令和5年6月1日	数、いつ時点の計数か	令和3年1月25日時点	令和5年1月25日時点	事後	
令和5年6月1日	Ⅱしきい値判断項目、2取扱者 数、いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	